



にゃんどるが教える知的財産講座

R&B特許事務所 <http://www.rbpat.com>



## 知らないと損する特許法

～経営者が知るべき知的財産の権利・入門編～

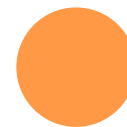
# にゃんだる講師紹介



びびすけ



ぼうちゃん



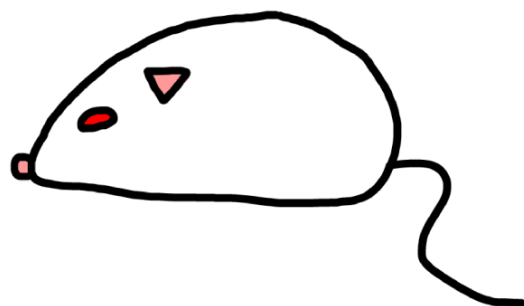
# びびすけの新規事業



昔から食されている物は健康に良い



## びびすけの新規事業



ねずみパウダーの製造・販売



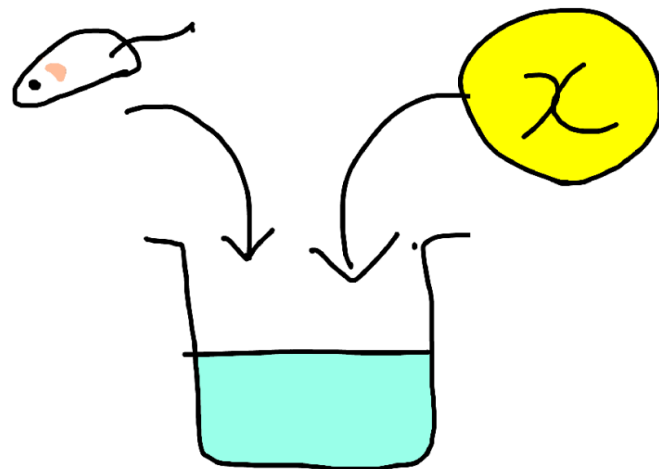
## びびすけの新規事業



ねずみパウダーを瓶詰めにし、  
商品名「がんばりまチュー」  
として販売



# 特許権の取得



特許権の対象：技術的な特徴

ねずみパウダーに成分Xを混合  
→健康増進効果UP！！



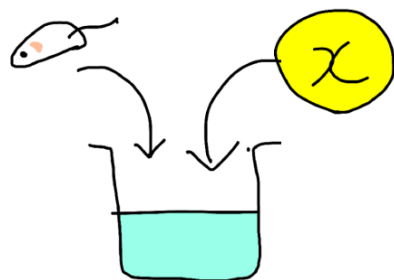
開発に2年！！



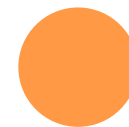
## 特許出願のデメリット



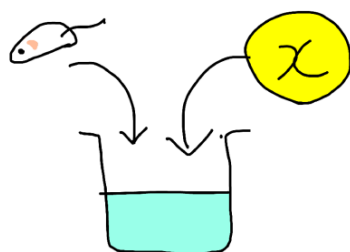
特許出願は、出願から1年半後に公開されます！！



ねずみパウダーに成分Xを混合していることがばれてしまう！！



# ぼうちゃんによるコピー商品



びびすけの特許を見て、  
コピー商品を製造

もちろん、ねずみパウダーに  
成分Xを混合



模倣は一瞬  
でできる！







びびすけは模倣を止められるか？

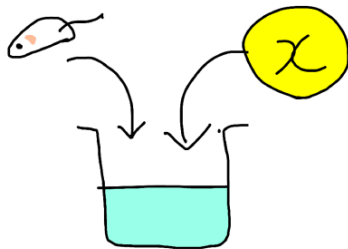




びびすけは事業を続けられるのか？

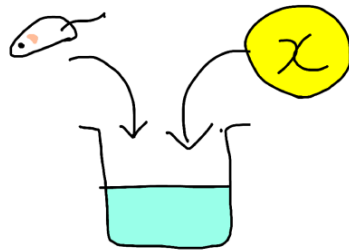


特許権





びびすけは模倣を止められるか？



びびすけは、ぼうちゃんが「ねずみパウダーに成分Xを混合していることを」証明しなくてはならない





びびすけは模倣を止められるか？



< 証明できる場合 >

びびすけは、ぼうちゃんが「ねずみパウダーに成分Xを混合」して製品を作るのを止められる

ぼうちゃんの製造設備は廃棄を命じられる

ぼうちゃんはびびすけに損害賠償を支払う





びびすけは模倣を止められるか？



< 証明できない場合 >

裁判所は何もできない→模倣を止められない

そもそも、特許出願すべきではない！！！！





## ノウハウ秘蔵&リスク ヘッジ



もし、他社が特許を取得してしまったら・・・

他社の特許出願よりも前に使用していた技術は、  
継続して使用することができます→「先使用权」

**Point!!**

ただし、「先に使用していたこと」  
を証明しなくてはなりません。





## ノウハウ秘蔵 & リスクヘッジ



### < 実際の例 >

コカ・コーラでは、全製造工程を知っているのは社長と副社長のみ

ケンタッキーフライドチキンでは、スパイスの配合は秘密管理のもと、絶対に自社で行う

他社の使用を証明できない＝他社は技術を知り得ない

半永久的に技術を  
独占使用可能！！





## 特許出願可否の判断



### <出願肯定ポイント>

他社使用が簡単に分かる→監視・証明が簡単  
簡単に思いつく→公開されても構わない  
重要性が高い→裁判をする覚悟・可能性がある

### <出願否定ポイント>

開発に多大なる時間を要した→公開により模倣が容易に  
他社使用の監視困難→そもそも他社使用発見不可







## 特許出願可否の判断



<考慮すべきポイント>

外国における事業の実施→特許法は各国で異なる  
もちろん、先使用权も各国(日本での使用はダメ)

事業における特許の重要度

かけられる予算

事業のステージ





まとめ



特許出願を行うときには、  
必ず出願可否の検討を行いましょう！

本プレゼンテーションのストーリーはフィクションです。  
時間の都合上、特許法の原則のみ説明しています。  
個々の事情によって状況は異なりますので、  
弁理士にまずご相談ください。

にゃんどるが教える知的財産講座

R&B特許事務所 <http://www.rbpat.com>

